

一七九一年の憲法(二) 完・訳

山本浩三

第三章 立法権の行使

第一節 立法国民議会の権限と職務

第一条(一〇〇) 憲法は、つぎの権限と職務を立法府に排他的に委任する。

1 法律を提案し、決定すること。国王は、立法府にたいしてある事項を考慮するよう必要請することができるにすぎない。

2 公の支出を決定すること。

3 租税を設けること。租税の性質と割当額、徵収の期間と方法を決定すること。

4 王国の県のあいだに直接税の配分をおこなうこと。すべての公の収入の用途を監督し、その報告をさせること。

5 公職の創設または廃止を決定すること。

6 貨幣の純分、重量、刻印、名称を決定すること。

7 フランス領土に、外国軍隊を入れることおよび王国の港

に外国の海軍を入れることを許可または禁止すること。

8 每年、国王の提案のうちに、陸軍と海軍を構成する人と艦船の数、各官等の人の俸給と数、入隊と昇級の規則、軍籍登録と取消の形式、海軍の儀装の構成、外国の軍隊または海軍のフランス軍務につくことの許可、および解雇の場合における軍隊の手当について決定を下すこと。

9 行政について決定を下し、国有財産の譲渡を命ずること。

10 国民高等法院に対しても大臣と執行権の主な官吏の責任を訴追すること。

同法院にたいして國の一般的安全または憲法にたいする侵犯と陰謀で告訴される人びとを起訴しかつ訴追すること。

11 それによつて、國に奉仕した人びとに、純粹に個人的な名譽の標識または勲章が与えられる法律の制定。

12 立法府だけが偉人の記憶に公の名譽を与える権限をもつ。第二条(一〇一) 戦争は、国王の形式的かつ必要な提案に基き発せられ、かつ国王によって裁可された立法府の命令によってのみ決定することができる。

同盟国を支持し、または軍隊によって権利を守るために敵対行為が切迫した場合ははじめられた場合には、国王は、直ちに、立法府にその通告をし、かつその理由を知らせる。立法府が休会中のときは、国王は、すぐに立法府を召集する。

立法府が戦争がおこなわれるべきないと決定すれば、国王は即座に、すべての敵対行為を中止させまたは避けさせるための処置をとる。遲延の責任は、大臣にある。

立法府が、はじめられた敵対行為が大臣または執行府のだれか他の官吏の方の責に帰すべき侵略であることを発見すれば、侵略の主謀者は犯罪として訴追される。

戦争の全経過中、立法府は、講和の商議を国王に要求することができる。国王は、この要求に応ずる義務がある。

戦争がおわるとすぐに、立法府は、平時体勢の軍隊以上に達した軍隊が解散され、かつ軍隊がその正規の状態にまで縮少される期間を定める。

第三条(一〇一) 講和条約、同盟条約および通商条約の批准権は、立法府に属する。いかなる条約も、この批准によってしか効力をもたない。

第四条(一〇三) 立法府は、その会議の場所を決定し、その必要と判断するだけ会議を継続し、かつ休会する権限をもつ。

各統治のはじめに、立法府が召集されていないならば、直ちに集会する義務がある。

立法府は、その会議の場所および立法府が決定する外郭において警察権をもつ。

立法府は、その議員の懲罰権をもつ。ただし、立法府は譴責、八日間の謹慎または三日間の禁錮以上の重い罰を宣告することはできない。

立法府は、その安全と当然受けるべき尊敬の維持のために、立法府の同意によつてその会議が開かれる町で設けられる武力を配置する権限をもつ。

第五条(一〇四) 執行権は、立法府から三〇、〇〇〇トワーズ

の距離においては、いかなる第一線部隊も、通過または駐留させることができない。ただしそれが立法府の要求に基くかまたは許可をえている場合を除く。

第二節 会議の開催と討議の形式

第一条(一〇五) 立法府の討議は、公開され、その会議の議事録は、印刷される。

第二条(一〇六) 立法府は、ただし、あらゆる場合に全体委員会となることができる。

五〇人の議員が、全体委員会を要求する権利をもつ。全体委員会の継続中、傍聴者は退出し、議長の席は空席となり、秩序は副議長によって維持される。

第三条(一〇七) いかなる立法行為も、つぎの手続においてしか審議かつ決定することができない。

第四条(一〇八) 法案^{デク}は、三間隔をおいて、三回朗読される。各間隔は八日以下であることはできない。

第五条(一〇九) 討論は、各朗読ののちにはじめられる。ただし第一回の朗読または第二回の朗読ののちに、立法府は、延期する必要があることまたは審議する必要がないことを宣言することができる。このあとの場合にその法案は、同じ会期内に提出することができる。

すべての法案は、印刷され、かつその第二回の朗読がおこなわれる前に分配される。

第六条(一一〇) 第三回の朗読ののちに、議長は、それを審議

に付する義務があり、立法府は、それが最終的な法にするのに都合のよい状態にあるかどうか、またはより詳しい説明を集めるためにその決定を他日に延期することを望むかどうかを決定する。

第七条(一一一) 立法府は、会議が最低100人の議員で構成されないならば、審議することができず、かついかなる法も投票の絶対多数によってしか作られない。

第八条(一一二) 討論に付せられ、第三回目の朗読のうちに否決されたすべての法律案は、同じ会期内に提出することができない。

第九条(一一三) すべての最終的の法の前文にはつきのことを記載する。

- 1 議案の三回の朗読がおこなわれた会議の日付。
- 2 第三回目の朗読ののちに最終的に決定することをきめた法。

第一〇条(一一四) 国王は、その前文が前述の形式の遵守を証明しない法にたいしてその裁可を拒否する。これらの法のあるものが裁可されたとしても、大臣はそれに捺印することも、それを公布することもできず、この点にかんする大臣の責任は六年間つづく。

第一一条(一一五) 立法府の先決審議によって緊急であると認められた宣言された法は、前述の規定から除外される。

ただしそれらは同じ会期中に修正または取消される。

その事項が緊急であると宣言された法は、その理由を記載

し、かつ最終的法の前文中にこの先決法を記載する。

第三節 国王の裁可

第一条(一一六) 立法府の法は、国王に提出される。国王は、それにたいしかれの同意を拒否することができる。

第二条(一一七) 国王がその同意を拒否する場合においては、この拒否は停止的であるにすぎない。

法を提出する立法議会につづく二回の立法議会が相ついでおなじ法を同じ文言で提出するときには、国王は裁可を与えたものとみなされる。

第三条(一一八) 国王の同意は、国王によって署名されるつきの公式によつて各法の上に表示される。国王が同意し、かつ執行させるだろう。

停止的拒否は、つきのように示される。国王は検討するだらう。

第四条(一一九) 国王は、提出後二月以内に、各法についてかれの同意またはかれの拒否を示す義務がある。

第五条(一一〇) 国王がかれの同意を拒否したすべての法は、同じ立法議会によって国王に提出することができない。

第六条(一一一) 国王によって裁可される法およびひきつづき三立法議会によって国王に提出される法は法律の効力をもち、かつ法律の名称と表題をもつ。

第七条(一一二) ただしつきのものは裁可に付せられることなしに、法律として執行される。

審議議会としてのその構成にかんする立法府の行為。

その内部警察と立法府が決定する外郭において行使することができる警察。

その出席議員の権限の審査。

欠席議員にたいする命令。

遅れている第一次集会の召集。

行政官と市町村官吏への憲法的監督の行使。

被選挙資格の問題や選挙の有効性の問題。

大臣の責任にかんする行為、起訴が必要であると定める法も同様に裁可に付せられない。

第八条(一一三) 租税の設定、延期および徵集にかんする立法府の法は、法律の名称と表題をもつ。それらは、罰金と金銭上の強制以外の罰を設ける規定のためでなければ、裁可に付せられることなしに、公布されかつ執行される。

これらの法は、本章第二節第四条、第五条、第六条、第七条、第八条および第九条によって定められた方式を遵守したのちにのみ発せられる。立法府は、それらの事項と無関係ないかなる規定もそれに加えることができない。

第四節 国王と立法府の関係

第一条(一一四) 立法府が最終的に構成されるとき、立法府は、国王にそのことを通知するために使節を派遣する。国王は、毎年、会期を開会し、かつ国王がこの会期のあいだ考慮されねばならないと思う事項を提案することができる。ただし、

この手続が立法府の活動に必要欠くべからざるものと考えることはできない。

第二条(一一五) 立法府が一五日以上休会することを望むときは、少くとも八日前に使節を通じて国王にそのことを通告する義務がある。

第三条(一一六) 立法府は、各会期の終了の少くとも八日前に、国王にその会期を閉じようと思う日を予告するために使節を派遣する。国王は、会期を閉会しに来ることができる。

第四条(一一七) 国王は、会期が継続されることまたは休会がおこなわれるか、それがもと短い間だけおこなわれることが、国の福祉のために重要であると思うならば、そのためには教書を送ることができる。立法府は、この教書を審議する義務がある。

第五条(一一八) 国王は、国の利益がそれを必要とすると思われるあらゆる機会および休会前に立法府が予測しかつ決定する場合、その会期の間に、立法府を召集する。

第六条(一一九) 国王は、立法府の会議の場所に行くたびに、使節によって迎えられかつ送られる。国王は議場の内部においては王太子と大臣によつてしか随行されえない。

第七条(一一〇) いかなる場合においても、議長は使節の一員となることができない。

第八条(一一一) 立法府は、国王が出席しているかぎり、審議機関であることを見止する。

第九条(一一二) 国王の立法府への連絡文書は、つねに大臣に

よって副署される。

第一〇条(一三三) 国王の大臣は、立法国民議会の中に立入ることができる。大臣は、そこで指定された席をもつ。

大臣は、その行政にかんする事項について、かれらが要求するたびにあるいわ説明を与えることが要求されるときに、「その発言が」聽かれる。

国民議会が大臣に発言を許すときには、大臣はその行政とは異なる事項についてもおなじく聽かれる。

第四章 執行権の行使

第一条(一三四) 最高の執行権は、排他的に国王の手中に在る。

国王は、王国の一般行政の最高の長である。秩序と公共の安寧の維持の注意監督権は、国王に委ねられる。

国王は、陸軍と海軍の最高の長である。

王国の外部の安全に注意し、王国の権利と領土の維持の監督権は、国王に委ねられる。

第二条(一三五) 国王は、大使および政治交渉の他の官吏を任命する。

国王は、軍隊と艦隊の指揮権、および陸軍大将と海軍大将の階級を授ける。

国王は、海軍少将の三分の二、陸軍中将、少将、海軍大佐および国民近衛騎兵隊大佐の半数を任命する。

国王は、陸軍大佐と陸軍中佐の三分の一および海軍少尉の六分の一を任命する。すべて、昇進にかんする法律に従って

昇進する。

国王は、海上行政において、指揮者、検閲官、海軍工廠財務官、労務長、民間船の次長を任命し、管理長と造船次長の半数を任命する。

国王は、裁判所付の委員を任命する。

国王は、間接税の徵税と国有財産の管理の主務担当官を任命する。

国王は貨幣の鑄造を監督し、一般委員会と造幣所においてこの監督権を行使する任にあたる官吏を任命する。

王国のすべての貨幣に、国王の肖像が刻まれる。

第三条(一三六) 国王は、特許状、認可状および許可状を、官吏またはそれを受けねばならないその他の者に交付させる。

第四条(一三七) 国王は、必要があれば、その会期ごとに提出され、決定されるために、恩給表と賜金表を作成させる。

第一節 法律の公布

第一条(一三八) 執行権は、法律に国璽を押させ、それを公布させることを担当する。

執行権は、おなじく、国王の裁可を必要としない立法府の行為を公布させ、執行させることを担当する。

第二条(一三九) 各法律の二通の原謄本が作られる。二通とも国王によって署名され、司法大臣によって副署され、かつ国璽が押される。

一通は、国璽保管所に保管され、他の一通は、立法府の記

録保管所に託される。

第三条(一四〇) 公布は、つきの文言でなされる。

「神の恩寵と国の憲法により、すべての現存かつ未來のフランス人の国王、某（国王の名前）、謹啓。つきのことを国民議会が決定し、朕が欲しかつ命令する。（法の文言写しが少しの変更もなしに挿入される。）

朕は、すべての行政機関と裁判所にたいし、その県とおのの管轄区において、この公文書をその登録簿の中に記入させ、読ませ、公表させ、掲示させ、かつ王国の法律として執行させることを勧めかつ命じる。その証拠として朕は、この公文書に署名したし、それにたいして朕は国璽を押させた。」

第四条(一四一) 国王が未成年のときは、法律、布告および王権から出る他の行為は、摂政職のあいだつきの文言となる。

「フランス人の国王、神の恩寵と国の憲法による某（国王の名前）の名において、王国の摂政某（摂政の名前）……」

第五条(一四二) 執行権は、法律を行政府と裁判所に送り、この発送を保証させ、かつ立法府にそのことを証明する義務がある。

第六条(一四三) 執行権は、いかなる法律も、たとえ臨時的であっても作ることはできない。ただし法律の執行を命じたは法律の執行を想起するために、法律に適合する布告を作ることができる。

第二節 国内行政

第一条(一四四) 各県には上級の行政府があり、各地区には下級の行政府がある。

第二条(一四五) 行政官は、代表のいかなる性質ももたない。

行政官は、国王の監督と権威の下に、行政職務を行使するため、人民によつて限られた期間選出される代理人である。

第三条(一四六) 行政官は、立法権の行使に干渉することができず、あるいは法律の執行を停止することができず、司法府についても、軍事的処置または作戦についても、少しの侵害もおこなうことができない。

第四条(一四七) 行政官は、本来直接税を割当て、かつその地域におけるすべての税金と公の収入から生じる金の監督を担当する。

さきに述べられた事項についておよび国内行政の他のすべての部分について、その職務の規則と方法を決定する権限は、立法府に属する。

第五条(一四八) 国王は、法律または国王が差し向けていた命令に反する県の行政官の行為の取消権をもつ

国王は、頑固な不服従の場合、またはかれらがかれらの行為によって安全または公共の安寧を危くするならば、かれらの職務を停止することができる。

第六条(一四九) 県の行政官は、同様に、法律または県の行政官の決定、あるいは県の行政官がかれらに与えまたは伝達した命令に反する地区の下級行政官の行為の取消権をもつ。県の行政官は同様に、下級行政官の頑固な不服従の場合ま

たはかれらがかれらの行為によって安全または公共の安寧を危うくするならば、かれらの職務を停止することができる。

ただしそのことを国王に通知せねばならず、国王はその停止を取消または確認することができる。

第七条(一五〇) 国王は、県の行政官が前条でかれらに委任された権限を行使しないときは、下級行政官の行為を直接に取消し、かつ同じ場合においてそれを停止することができる。

第八条(一五一) 国王が行政官または下級行政官の停止を宣言または確認するたびに、国王はそのことを立法府に報告する。立法府は停止を取消または確認または責任のある行政官を解散することさえでき、かつ必要があれば、すべての行政官またはその内の若干を刑事裁判所に移送しまたはかれらにたいし起訴命令を決定することもできる。

第三節 国 外 関 係

第一条(一五二) 国王だけが、外国との政治関係を維持し、交渉を指導し、隣国の準備に釣合のとれた戦争の準備をし、国王がそれを適当と判断するように陸・海軍を配分し、かつ戦争の場合にその指揮を規律することができる。

第二条(一五三) すべての戦争宣言は、つぎの文言でおこなわれる。

国民の名において、フランス人の国王のために。

第三条(一五四) すべての講和条約、同盟条約と通商条約、および国王が国の福祉のために必要であると判断する他の協定

第一条(一五五) 司法権は、いかなる場合においても、立法府によつても国王によつても行使されえない。

第二条(一五六) 裁判は、人民によつて限られた期間選挙されかつ国王がそれを拒否することができない国王の特許状によつて任命される裁判官によつて、無償でおこなわれる。

裁判官は、正式に裁判された濱職のため以外には免職されえず、受理された起訴のため以外には停職されえない。

訴追官は、人民によつて任命される。

第三条(一五七) 裁判所は、立法権の行使に干渉することができず、または法律の執行を停止することができず、行政職務を侵害することができず、またはその職務を理由として行政官を裁判所の前に召喚することができない。

第四条(一五八) 市民は、いかなる委員会によつても、法律によつて定められるもの以外の権限と訴訟移送によつても、法律がかれらに指定する裁判官から分離されえない。

第五条(一五九) 調停の手段によつてかれらの紛争を最終的に片づける市民の権利は、立法権の行為によつてはいかなる侵害もうけえない。

第六条(一六〇) 普通裁判所は、当事者が出頭したこと、または原告が、和解に達するために相手方を調停者の前に召喚し

を、すべての外国と締結しかつ調印する権限は、国王に属する。ただし批准権は、立法府に属する。

たことが証明されることなしには、いかなる民事訴訟も受理することができない。

第七条(一六一) 郡と町に一人または数人の治安判事を置く。

治安判事の数は、立法権によつて定められる。

第八条(一六二) 裁判所の数と管轄区と各裁判所を構成する裁判官の数を規律する権限は、立法府に属する。

第九条(一六三) いかなる市民も、刑事事件においては、陪審員によつて受理された起訴または起訴手続権が立法府に属する場合に、立法府によつて決定された起訴に基いてしか裁判されえない。

起訴が受理されたのちに、事実が陪審員によつて承認されかつ宣言される。

刑事被告人は、理由を与えることなしに、二〇回まで陪審員を忌避する権能をもつ。

事実を宣言する陪審員は、一二人以下であることができない。

法律の適用は、裁判官によつておこなわれる。

審理は公開される。刑事被告人にたいして弁護人の援助を拒否することができない。

適法の陪審員によつて無罪の宣告をうけたすべての人は、同じ事実によってもはや再逮捕も起訴もされえない。

第一〇条(一六四) いかなる人も、警察官の前に引致されたた

めの外は逮捕されえない。いかなるものも、警察官の令状、裁判所の逮捕命令、立法府にそれを宣言する権限がある場合

おける立法府の起訴命令あるいは禁錮または輕罪の拘禁を宣告する判決によるの外は、抑留または拘禁の状態に置かれえない。

第一一条(一六五) 逮捕されかつ警察官の前に引致されたすべての人は、直ちにまたはおそらくも二四時間以内に審問される。

審問の結果、いかなる嫌疑の理由も存在しないことがわかれれば、その人は直ちに釈放される。あるいは留置場に送る理由があれば、もつとも短期間の内にそこへ引致されるが、いかなる場合においても三日を越えることができない。

第一二条(一六六) 逮捕されたいかなる人も、法律が保証金の下に自由のままでいることを許すあらゆる場合に、充分な保証金を与えれば留置されえない。

第一三条(一六七) いかなる人も、その拘禁が法律によつて許可される場合においては、留置場、監獄または刑務所として使われるために適法かつ公に指定された場所以外には引致されず、かつ拘禁されえない。

第一四条(一六八) いかなる看守または獄吏も、第一〇条に記載された逮捕令状または命令、起訴命令または判決による以外、かつ登録がその登録簿になされなかつたならば、いかなる人も受け入れ、または留置することもできない。

第一五条(一六九) すべての看守または獄吏は、被拘禁者について要求されるたびに、拘置所の警察権をもつ文官にたいして被拘禁者を代表する義務がある。いかなる命令もかれから

この義務を免除することができない。

被拘禁者の代表は、同様に、かれの両親と友人、つねにそれを与えることを義務づけられる文官の命令の所持者には拒否されない。ただし看守または獄吏が判決を秘密にするために、その登録簿に登録された裁判官の命令を代表するときを除く。

第一六条(一七〇) 法律が逮捕権を与えた人以外で、その地位または職業が何であれ、市民の逮捕命令を与え、署名し、執行しまたは執行させるすべての人、あるいは法律によって許された逮捕の場合でも、公にかつ適法に指定されていない拘禁場所で市民を受けとり、または留置する人は誰でも、および第一四条と第一五条の規定に違反するすべての看守または獄吏は、恣意的拘禁罪に問われる。

第一七条(一七一) いかなる人も、それがどのような問題であつても、印刷させまたは公表させた文書を理由として捜査も訴追もされえない。ただし、それが故意に法律への不服従、憲法上の機関の権威失墜、それらの行為への抵抗、または法律によつて犯罪または軽罪と宣言された若干の行為を教唆した場合はこの限りではない。

憲法上の機関の行為の批判は、許される。ただし、公務員の誠実さとかれらの職務行使における意図の公正さにたいする故意の中傷は、その対象である人びとによつて訴追される。

ある人にたいする中傷と侮辱がかれらの私生活の行動にか

んするものであれば、かれらの訴追にもとづいて処罰される。

第一八条(一七二) いかなる人も、(1) 告発された文書の中に犯罪があるかどうか、(2) 訴追された人がそれによつて有罪であるかどうかが陪審員によつて承認されかつ宣言されたのでなければ、印刷された文書または公表された文書の事実のために、民事的方法によつても、刑事的方法によつても裁判を除く。

第一九条(一七三) 全王国に唯一の破毀裁判所が、立法府に附置される。破毀裁判所の職務はつきの事項について宣告することである。

裁判所によつて終審として与えられた判決にたいする破毀の要求。

正当な嫌疑のためにある裁判所から他の裁判所への移送の要求。

管轄裁判所指定の裁決とある裁判所全体にたいする訴訟。

第二〇条(一七四) 破毀裁判所は、破毀事件については、決して事件の本案を審理することができない。ただし、その形式に違反した訴訟手続によつて与えられた判決または法律にたいして明らかな違反を含む判決を破毀したのち、破毀裁判所は、訴訟の本案をそれを審理すべき裁判所に移送する。

第二一条(一七五) 二回の破毀のうち第三回目の裁判所判決が、さきの二回と同じ理由で不服を申立てられるときには、問題は立法府へ付託されなければ破毀裁判所においてもはや論争されえない。立法府は法律の宣言的命令を下し、破毀裁判所

はそれに服する義務がある。

第二二条(一七六) 破毀裁判所は、毎年、立法府の議場にその

裁判官八人で構成される使節を派遣する義務がある。使節は、立法府に、与えられた判決の一覧表、事件の要約された覚書および判決を決定した法律の条文を提出する。

第二三条(一七七) 国民高等法院は、破毀裁判所の裁判官と高等陪審員で構成され、立法府が起訴命令を発したとき、大臣と執行府の主な官吏の犯罪と国的一般的安全を侵害する犯罪を審理する。

国民高等法院は、ただ立法府の布告にもとづいて集合し、かつ立法府がその会議を開く場所から少くとも三〇、〇〇〇トワーズの距離をおいて集合する。

第二四条(一七八) 裁判所の判決の執行謄本は、つぎのようない文言となる。

「すべての現存かつ未来のフランス人の国王、神の恩寵と國の憲法による某（国王の名前）、謹啓。……裁判所はつぎのような判決を与えた。（ここに裁判官の名前を記載する判決が写される）

朕は、すべての執達吏に前記の判決を執行すること、裁判所付属の朕の委員にたいし、それを監視すること、かつ軍隊のすべての指揮者と将校に、かれらがそれについて合法的に要求されるときには協力することを勧めかつ命じる。右証拠として、本判決は裁判所長と書記によつて署名された。」

第二五条(一七九) 裁判所附の国王委員の職務は、与えられる

判決の中で法律の遵守を要求することおよび与えられた判決を執行させることである。

国王委員は、訴追官とはならないが、しかしすべての告発について「その意見が」聽かれ、かつ審理中、手続の合規則性を要求し、判決の前に法律の適用を要求する。

第二六条(一八〇) 裁判所附の国王委員は、職権をもつて、あるいは国王がかれらに与えた命令によって、陪審員長につきのものを告発する。

市民の個人的自由にたいする侵害、食糧と他の商業上の品物の自由な流通にたいする侵害および租税の徴収にたいする侵害。

かれらに委任された職務行使において国王によって与えられた命令の執行を混乱させ、妨害する犯罪。

国際法にたいする侵害。

判決の執行と憲法上の機関から発せられたすべての執行行為にたいする反抗。

第二七条(一八一) 司法大臣は、国王の委員を通じて、かつ利害関係ある当事者の権利を害することなく、裁判官がその権限の限界を越えた行為を、破毀裁判所に告発する。

裁判所は、その行為を取消す。それらの行為が、叛逆罪を生ずるときは、その行為は立法府に告発され、立法府は、その必要があれば、起訴命令を発し、被告人を国民高等裁判所に移送する。

第四篇 軍 隊

しての軍務の間隔をおいたのちにしか再選されえない。
いかなる人も一地区以上の国民衛兵を指揮することができ
ない。

第一条(一八二) 軍隊は、外敵にたいし国を防衛し、かつ国内
で秩序の維持と法律の執行の維持を保障するために設けられ
る。

第二条(一八三) 軍隊は、つぎのもので構成される。

陸軍と海軍。

国内の勤務につくことを定められた特別の部隊。

補助的に、国民衛兵の名簿に記載された能動的市民と武器
を携帶することができるかれらの子供。

第三条(一八四) 国民衛兵は、軍団を形成せず、国家内で制度
も形成しない。国民衛兵は、軍隊の勤務のために召集された
市民それ自体である。

第四条(一八五) 市民は、適法の徵集または適法の許可によら
なくては、決して国民衛兵にならないし、また国民衛兵とし
て行動することもできない。

第五条(一八六) 市民は、この資格において、法律によって定
められた組織に服する。

市民は、全王国内で、同じ規律と同じ軍服しかもつことが
できない。

官等の差別と従属関係は、軍務と関連し、その期間のあい
だだけ存続する。

第六条(一八七) 将校は、期間を限って選挙され、かつ兵士と

第七条(一八八) 外敵にたいする国の安全のために使用される
軍隊のすべての部分は、国王の命令の下に行動する。

第八条(一八九) 第一線軍のいかなる部隊または支隊も、適法
な要求なしには王国の内部で行動することができない。

第九条(一九〇) いかなる軍隊の代理人も、それが警察と裁判
の命令書の執行のためになく、または法律によって正式に定
められた場合においてでなければ、市民の家に入ることがで
きない。

第一〇条(一九一) 王国の内部における軍隊の徵集権は、立法
府によって定められた規則に服する、文官に属する。

第一一条(一九二) 暴動が一県全体を動搖させれば、国王はそ
の大臣の責任の下に、法律執行と秩序の再建のために必要な
命令を与える。ただし立法府が召集されなければ、それを立
法府に報告する義務があり、立法府が開かれていないならば、
それを召集する義務がある。

一二条(一九三) 軍隊は、本質的に服従する。いかなる部隊
も審議することができない。

第十三条(一九四) 陸・海軍と国内の安全に供された部隊は、
規律の維持にかんする特別法、または軍事犯罪事件について、
判決の形式と刑罰の性質にかんする特別法に服する。

第五篇 租 稅

第一条(一九五) 租税は、毎年立法府によって審議され、決定される。租税が、明示的に更新されなかつたならば、つぎの会期の最終日以後存続することができない。

第二条(一九六) いかなる口実の下にも、国債の返済と王室費の支払いに必要な基金は、拒否も停止もされえない。

憲法制定国民議会の法によつて保たれ、選挙された年金を受けるカソリック教の聖職者の手当は、国債の一部をなす。

立法府は、いかなる場合にも、なんらかの個人の負債の支払について、国民に負担をかけることができない。

第三条(一九七) 大臣または一般的支払命令官によつて署名された証明された省の支出の明細な計算書は、各立法期のはじめに、印刷によつて公表される。

種々の税金とすべての公収益の収入書についても同じである。

これらの支出書と収入書は、その性質にしたがつて区別され、かつ各地区において年ごとに受取つた総額と支出した総額を発表する。

各省における特別支出と裁判所、行政機関およびその他の營造物にかんする特別支出は、同じく発表される。

第四条(一九八) 県の行政官と下級行政官は、いかなる租税も設けることができず、立法府によつて定められた時期と総額

を越えてはいかなる割当もすることができます、立法府によつて授権されることなしには、県の市民の負担にかかるいかなる地方的負債も審議し、または許可することができない。かつこのために必要なすべての命令を与える。

第六篇 フランス国民と外國民との関係

フランス国民は、征服する目的でなんらかの戦争を企てることを放棄し、いかなる人民の自由にたいしてもその武力を決して使用しない。

憲法は、外人所有財産没収権をまったく認めない。

フランスに居を定めると定めないとにかかわらず、外国人は、外国人またはフランス人のかれらの両親の後をつぐ。かれらは、すべてのフランス市民と同様に、法律によつて

許可されたすべての手段によつて、契約し、フランスにある財産を取得かつ受とり、かつそれを処分することができる。

フランスにいる外国人は、外国と締結した協約を除いては、フランス市民と同じ刑法と警察法に服する。かれらの身体、かれらの財産、かれらの産業、かれらの宗教は、おなじく、法律によつて保護される。

第七篇 憲法改正

改正議会となる。

この二四九議員は、立法議会の代議士の任命が終ったのちに選挙される。その選挙の別の議事録が作られる。

第一条(一〇〇) 憲法制定国民議会は、国民がその憲法を変更する、時効にかかるない権利をもつことを宣言する。ただし

経験上不適当と感じた憲法の条文を改正する権利を、もっぱら、憲法じたいの中に定められた方法によって行使するのが、国民の利益により適合すると考えるので、つきの形式で改正議会によって改正がおこなわれることを定める。

第二条(一〇一) 連続三立法議会が、憲法のある条文の変更について一貫した希望を表明したときは、その要求された改正をおこなう必要がある。

第三条(一〇一) このつきの立法議会とそのつきの立法議会は、いかなる憲法の改正も提案することができない。

第四条(一〇三) つづいてなんらかの変更を提案することができる三立法議会のうち、はじめの一議会は、その最後の会期のおわりの二月だけこの対象をとり扱うことができ、第三の議会は、毎年の第一会期のおわり、または第二会期のはじめにこの対象をとり扱うことができる。

アジア、アフリカおよびアメリカにおけるフランス植民地この事項にかんするその審議は、立法行為と同じ形式に服する。ただし、立法議会が、その希望を表明した法は、国王の裁可の対象とはならない。

第五条(一〇四) 各県がその人口に応じて出す通常の数を倍加して、各県が選出した二四九議員で増大した第四立法議会が、

第六条(一〇五) 変更を要求した第三立法議会の議員は、改正議会に選挙されえない。

第七条(一〇六) 改正議会の議員は、全員同時に、自由に生きるか死かの宣誓を宣言したのち、個々に、さきの三立法議会の一貫した希望によつてかれらに委ねられた対象を定めることにとどまること、さらに全力で一七八九年、一七九〇年および一七九一年に憲法制定国民議会によって制定された王国の憲法を維持し、かつ国民にたして、法律にたいしおよび国王にたいし、全く忠実であることの宣誓をおこなう。

第八条(一〇七) 改正議会は、そののち、直ちにその検討に委ねられた対象を取り扱う義務がある。その仕事が終るとすぐに、増員で任命された二四九議員は、いかなる場合においても立法行為に参与する権限はなく、議員をやめる。

憲法によって創設されたなんらかの機関は、憲法の全部も、その部分も変更する権限をもたない。ただし前第七篇の規定

にしたがい、改正方法によってそれになされる改正は除く。

憲法制定国民議会は、憲法の保管を、立法府と国王と裁判官の忠誠に、家長の監視に、花嫁と母親に、若い市民の愛情に、すべてのフランス人の勇氣に委ねる。

憲法制定国民議会が発した法で、憲法の中に含まれていないものは、法律として執行される。憲法制定国民議会が廃止しなかつた以前の法律は、それが立法府によつて廃止または修正されなかつたかぎり、おなじく遵守される。

国民議会は、以上の憲法の朗読を聴き、かつそれを承認したのちに、憲法が完成されたことかつ国民議会がそれを少しも変更することができないことを宣言する。

その日に、国王に憲法を差し出すために、六〇人の議員からなる使節が今すぐに任命される。

注 立法議会は *Legisleture* の訳である。同語は他の条文では立法期とも訳している。

訳者あとがき

第三篇いごの各条の下のかつこ内の数字はデュギーらの憲法集第七版にみられる便宜的なものであつて原文にはない。「」内の文言は訳者による。